

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の概要

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に対する意見募集の趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、山口県の税務システムにおいて、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有するためのシステム改修を予定している。

番号法第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公示し、広く意見を求めるものとされている。

このため、税務システム改修前に、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成のうえ、特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、県民の意見を募集した。

2 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度であるが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられる。そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施する。

なお、当該評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものである。

評価の対象は、「個人情報」保護にとどまらない、個人の「プライバシー」保護とし、個人の財産上の利益、その他法的に保護される権利利益を侵害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象となる。

評価の目的は、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる税務システムが、事後的な対応にとどまらず、積極的に事前対応を行うためであり、個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組むことを宣言したうえで、広く意見を求め、意見を反映したリスク対策により、特定個人情報ファイルを取り扱うことである。

3 特定個人情報保護委員会規則及び指針によるしきい値判断結果に基づき、評価を実施

委員会規則及び指針による「しきい値判断」（対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく判断。）の結果に基づき、「基礎項目評価及び全項目評価」を行うため、「基礎項目評価書」及び「全項目評価書（案）」を作成。

また、「全項目評価書（案）」については、公示して、県民の意見募集を実施、県民の意見を反映した「全項目評価書（案）」により、第三者点検を行い、第三者点検の意見を反映して作成した「全項目評価書」と「基礎項目評価書」を特定個人情報保護委員会に提出のうえ、「全項目評価書」及び「基礎項目評価書」を公表する。

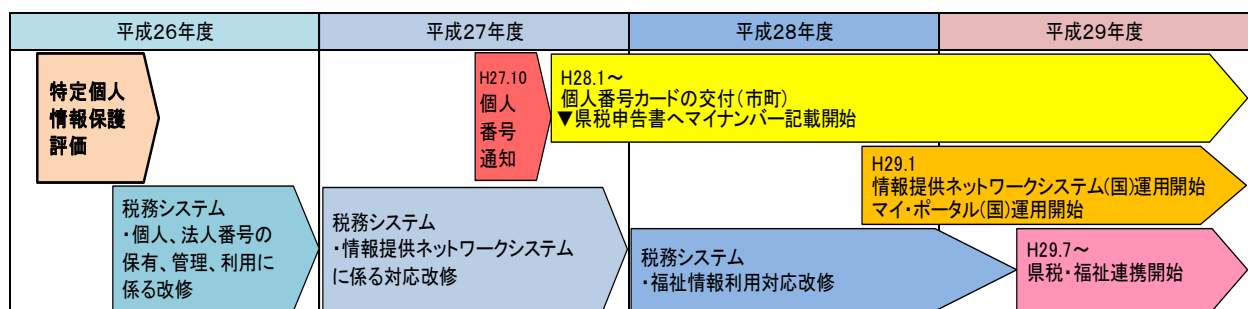
4 評価書の内容

- (1) 評価書名 税務システム 全項目評価書
- (2) 評価実施機関 山口県知事
- (3) 評価書の項目一覧
 - I 基本情報
 - (別添1) 事務の内容
 - II 特定個人情報ファイルの概要
 - (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
 - III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - IV その他のリスク対策
 - V 開示請求、問合せ
 - VI 評価実施手続
 - (別添3) 変更箇所

5 特定個人情報保護評価のスケジュール

時期	内容
8月上旬	評価書「基礎項目評価書」作成 しきい値判断の結果「全項目評価書」を作成
8月20日(水)～9月19日(金)	「全項目評価書」 パブリック・コメント意見募集実施
10月	「全項目評価書」 パブリック・コメント意見反映
11月7日(金)	第三者点検実施「山口県情報公開審査会」
12月	特定個人情報保護委員会へ評価書提出 評価書公表

6 社会保障・税番号制度の導入に伴う税務システム改修等のスケジュール



- 平成27年10月 市町から各個人に郵送（紙）で個人番号を通知
- 平成28年 1月 個人番号カードの交付、個人番号の利用開始（申請書等に記載）
- 平成29年 1月 情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル運用開始
- 平成29年 7月 地方公共団体において社会保障・税の情報連携開始

7 評価実施後の再評価等

特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施する。
また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施する。